二　整備誘導施設の設置により、農用地区域内における農地又は採草放牧地の集団化、農作業の効率化その他その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

三　整備誘導施設の設置により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

四　整備誘導施設の設置により、農用地区域内の農業振興地域の整備に関する法律第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

五　整備誘導施設の用に供する土地が、農業振興地域の整備に関する法律第十条第三項第二号に掲げる土地のうち農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第四条の三第一号ロからニまでのいずれかに該当する事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して八年を経過したものであること。

六　整備誘導施設の用に供する土地が、農業振興地域の整備に関する法律第十条第三項第二号に掲げる土地のうち農業振興地域の整備に関する法律施行規則第四条の三第一号イ又はホのいずれかに該当する事業が現に施行されている区域内にある土地を含む場合にあっては、当該整備誘導施設の設置につき、あらかじめ当該事業の施行者の同意が得られていること。

附　則

この省令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○農林水産省国土交通省令第四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の七第二項及び第四項第一号ニの規定に基づき、並びに同法を実施するため、農林水産省・国土交通省関係地域再生法施行規則を次のように定める。

平成二十七年八月七日

農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

農林水産省・国土交通省関係地域再生法施行規則

（地域再生協議会の構成員として加える者）

第一条　地域再生法（以下「法」という。）第十七条の七第二項の農林水産省令・国土交通省令で定める者は、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。次条第二項において同じ。）に農業委員会が置かれていない場合を除く。）のほか、次に掲げる者とする。

一　地域再生拠点区域（法第十七条の七第三項第二号に規定する地域再生拠点区域をいう。以下同じ。）の全部又は一部が農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内にある場合にあっては、当該地域再生拠点区域を含む農業振興地域（同法第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。次号において同じ。）

二　地域再生拠点区域の全部又は一部が土地改良区の地区内にある場合（前号に規定する場合を除く。）にあっては、当該土地改良区

三　地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体であって、同条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下この号において同じ。）の区域の全部又は一部が法第五条第四項第五号に規定する集落生活圏の区域内にある場合にあっては、当該地縁による団体の代表者又はこれに準ずる者

四　地域再生土地利用計画（法第十七条の七第一項に規定する地域再生土地利用計画をいう。以下同じ。）に公共の用に供する施設に関する事項が記載される場合にあっては、当該公共の用に供する施設を管理することとなる者

（地域再生土地利用計画の記載事項等）

第二条　法第十七条の七第四項第一号ニの農林水産省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　地域再生土地利用計画に法第十七条の七第五項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる事項

イ　整備誘導施設（法第十七条の七第五項に規定する整備誘導施設をいう。以下同じ。）の用に供するため、農地（同項に規定する農地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにする場合には、次に掲げる事項

(1)　整備誘導施設の用に供する土地の地番、地目（登記簿の地目と現況による地目とが異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目）、利用状況及び普通収穫高

(2)　転用の時期

(3)　転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

(4)　その他参考となるべき事項

ロ　整備誘導施設の用に供するため、農地又は採草放牧地（法第十七条の七第五項に規定する採草放牧地をいう。以下このロにおいて同じ。）を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、次に掲げる事項

(1)　イ(1)及び(2)に掲げる事項

(2)　権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(3)　整備誘導施設の用に供する土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称

(4)　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(5)　転用することによって生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要

(6)　その他参考となるべき事項

ハ　整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合には、農林水産省関係地域再生法施行規則（平成二十六年農林水産省令第七十号）第二条各号に掲げる要件に該当する旨及びその理由

二　地域再生土地利用計画に法第十七条の七第六項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる事項

イ　開発行為（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）又は建築行為等（法第十七条の七第六項に規定する建築行為等をいう。以下同じ。）の着手予定日及び完了予定日に関する事項

ロ　開発行為又は建築行為等の目的又は種別に関する事項